

# 福岡県公報

平成二十一年十一月二十五日  
第三千四十三号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) …………… 一

## 再掲

福岡県広告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十一月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十一号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十七条中「知事」を「管轄の保健福祉環境事務所の長」に改める。

第十八条中「知事」の下に「及び保健福祉環境事務所の長」を、「三部とし、」の下に「知事に提出する場合は、」を加える。

様式第十号から様式第十四号までの規定中「福岡県公報」を「福岡県保健福祉環境事務所の公報」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。